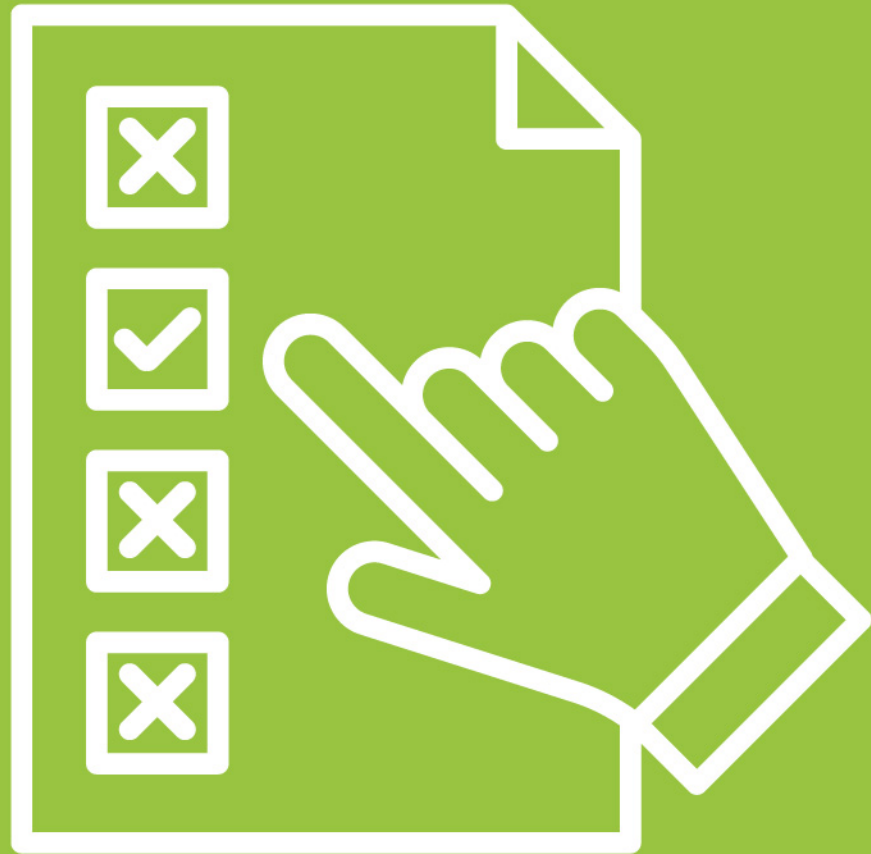




CHECK

個人版事業承継税制

個人事業者の後継者が、事業用資産を贈与または相続などで取得した場合に、一定の要件のもとで贈与税や相続税が猶予される制度



要件

個人版事業承継税制の要件

- 事前に「個人事業承継計画」を都道府県庁へ提出すること
- 承継する事業の特定事業用資産の全てを引き継ぐこと



要件

個人版事業承継税制の要件

- 継続届出書を3年ごとに提出すること
- 猶予された税額に見合う担保の提供が必要なこと



CHECK

特定事業用資産

- 贈与、相続などが起こった日の前年における、青色申告書の貸借対照表に計上されていたもの

多様な事業用資産が対象

- 事業を行うために必要な事業用資産が対象
- 土地・建物（土地は400m²、建物は800m²まで）
- 機具・器具備品（例：工作機械・パワーショベル・診療機器 等）
- 車両運搬具
- 生物（乳製品・果樹等）
- 無形償却資産（特許権等）

相続税だけでなく贈与税も対象

- 生前贈与による早期の事業承継準備を支援

納税額の全額（100%）が納税猶予

- 後継者の承継時の現金負担ゼロに

10年間の時限措置

- 2019年1月1日～2028年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象



留意点

留意点

- 事業を廃止した場合や財産を売却した場合は猶予された税額の納税が必要
- 小規模宅地の特例と併用できない

	個人版事業承継税制	小規模宅地等の特例 (特定事業用宅地等)
事前の計画策定等	5年以内の個人事業承継計画の提出 令和8年3月31日まで	不要
運用期限	10年以内の贈与・相続等 平成31年1月1日から 令和10年12月31日まで	なし
承継パターン	贈与・相続等	相続等のみ

	個人版事業承継税制	小規模宅地等の特例 (特定事業用宅地等)
対象資産	宅地等（400㎡まで） 建物（床面積800㎡まで） 一定の減価償却資産	宅地等（400㎡まで）
減額割合	100%（納税猶予）	80%（課税価格の減額）
事業の継続	終身	申告期限まで



留意点

留意点

- 後継者のみにメリットがある
- 相続人全員が理解して意思決定することが重要